

令和3年度 第2回 小平市文化財保護審議会 要録

日 時 : 令和3年7月16日(金) 午後1時30分～午後3時30分

場 所 : 福社会館 第2集会室

傍聴者 : なし

出席者 : 委 員 9名
事務局 文化スポーツ課3名

正副会長選出 : 委員の互選により、会長及び副会長を選出。

審議内容 :

1 報告事項

(1) 国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定の基本方針について

【事務局】 鈴木遺跡は令和3年3月に日本を代表する旧石器時代の遺跡として国史跡に指定が達成されました。これを受け、鈴木遺跡を今後どの様に後世に保存、整備、活用していくか基本計画を定め、計画性を持って史跡を後世に継承するのが市の方針です。

文化スポーツ課ではここで「国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定の基本方針」決めましたので、今後市はこれに沿い計画策定を進めていきます。この策定の経過については今後の審議会でも報告していきます。

計画の位置づけといたしましては、文化財保護法の129条の2に規定されている「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に相当するもので、計画の作成に当たっては小平市にある各種総合計画と整合をとります。

この作業は、令和3年度の今年度から着手し、二か年かけて完成させる予定です。計画が発行するのは令和5年度からになります。計画は状況の変化によって見直しを行っていきます。

計画策定にあたっては、外部の有識者の方、市民の方からなる検討委員会を設置し、計画の内容について検討・助言をいただきながら進めます。

また、素案ができた段階等で市民公募手続きを行って市民の人から広く意見をもらい、史跡指定範囲近隣の住民の方を中心に地域懇談会を実施したいと考えています。このほか、庁内関係部局とも調整会議を開催し、そちらからも意見をいただき、参考にしていきます。また、検討委員会の会議内容は、検討委員会の会議までには市のホームページや市政資料コーナーで公表し、情報公開を積極的に行っていきます。

現在は市民委員の公募をおこなっています。8月には市民委員の選考審査会を開催しまして、同時並行で有識者の委員の方も募集しますが10月には第1回検討委員会を開催したいと考えております。

検討委員会は、今年度は年2回を予定し、1回目は委員の顔合せ及び史跡の現状現地視察、2回目は年明け令和4年1～2月ごろに史跡を取り巻く課題等の整理を行います。

令和4年度になりましたら計画の原案を作成し、4月に第3回検討委員会を開催して原案の内容を検討します。

6月頃には地域懇談会を開催し、ここで得られた細かい意見を参考にして計画素案を作成し、7月に第4回検討委員会を開催し素案内容を検討し、9月には素案のパブリックコメントを実施したいと考えています。

パブリックコメントを実施した後、もう一度検討委員会を開催し最終案に意見をもらい、計画の最終案を完成させます。本計画は教育委員会の作る計画になりますので、教育委員会において最終案が議決いただけたら完成となります。完成は令和4年度の12月を見込んでおり、遅くとも令和4年末には計画書の印刷製本を行う目論見でございます。

→ 委員意見は特になし。

(2) 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会について

【事務局】 検討委員会のメンバーは10名以内の構成委員になります。その内4名を公募で選出し残り6名を有識者で構成したいと考えています。

有識者枠は、鈴木遺跡総括報告書の作成でもご尽力いただいた旧石器考古学を専門とする大学教授、環境学に詳しい大学教授、地域教育の視点から鈴木小学校の学校長、地域の文化財の視点から小平市の文化財保護審議委員、小平郷土研究会会長、そのほか小平市の商工会の方等をお願いしたいと考えています。現在、就任について調整を進めているところです。

4名の市民公募枠につきましても、すでに市報7月5日号で募集を周知し、現時点で1名の応募をすでにいただいています。検討委員会はこの10名の委員構成で鈴木遺跡保存活用計画作成についての意見をいただいています。

【委員】 ほかの史跡では、保存活用計画策定時、計画策定完了までにこうした検討委員会を何度開催しているのか？

【事務局】 事務局が所有する他の国史跡の保存活用計画書を見る限り、検討委員会の開催回数はまちまちでした。事務局のシミュレーションでは、最低5回は検討委員会を開催する必要であると想定しています。スケジュールについては、計画策定の進捗状況により今後変更もありうると考えております。

(3) 令和2年度小平市文化財管理等経費補助金の執行状況について

① 鈴木稲荷神社のケヤキについて

【事務局】 鈴木稲荷神社のケヤキ管理者の鈴木稲荷神社氏子総代会より、昔は鈴木稲荷神

社の周りにほとんど住宅はなかったが、今ではケヤキの周囲に住宅が近接密集して立ち並ぶようになり、周辺住民からはケヤキの落ち葉が落ちて困るとか、枝が折れて自宅敷地に落ちたので何とかしてほしいとか等の要望が頻繁に寄せられるようになった。そのため、氏子総代会としては、ケヤキのまとまった剪定をしているが、鈴木稲荷神社は氏子の数も多くなく資金捻出が苦しいため、市に剪定費用を補助してもらえるとありがたい、との要望が寄せられました。

そこで文化スポーツ課では、令和2年度に鈴木稲荷神社のケヤキの枝下ろし剪定事業に対し補助を行いました。総事業費34万1千円対し、2分の1の補助を行いました。

剪定作業は、樹木剪定は基本的に寒くなって葉が落ちて木が眠りについている時期が望ましいので、冬に実施した。

【委員】 鈴木稲荷神社ケヤキは、天然記念物としてみると樹木の周囲を障壁に取り囲われている状態である。剪定もよいが、天然記念物の維持のために電柱の地中化をして欲しい。その方が天然記念物の景観もよくなる。

【事務局】 本日やむを得ず欠席となった鳥居委員からも事前に同様の意見が寄せられた。天然記念物の維持管理を考えた時、鈴木稲荷神社のケヤキの場合は「剪定」という方法もあるが、神社の象徴となる樹木でもあるので、剪定だけでなく電線を木に影響のないような形にするのも保存するうえで一つの手段ではないか、とのご助言をいただきました。

【委員】 「鈴木稲荷神社」は「稲荷神社」が正式名なのか？

【事務局】 国内にある稲荷神社は全て伏見稲荷の分社であり、神社庁が刊行している多摩地区の神社誌をみても、「何々稲荷神社」と通称されている稲荷神社の宗教法人名は、ほとんど「稲荷神社」となっています。事務局も以前、鈴木稲荷神社の所有者である小平熊野宮の神職より、正式名称は「稲荷神社」であるとの指摘を受けたことがあります。

②竹内家の大ケヤキについて

【事務局】 竹内家の大ケヤキはこのケヤキは小平市で一番古く大きい樹木であることから小平市天然記念物に指定されている。以前平成27年度に、一度枝の剪定をまとまって行った。しかしそれでも毎年落ち葉が大量に生じ、その量は中型トラック2台分にもなるという。近年所有者はその廃棄に苦労しているとのことでした。

その理由が、以前は小平市リサイクルセンターで落ち葉の無料リサイクル回収を行っていたのでそれで対応していたが、東日本大震災による福島第2原発事故で放射性物質が関東にも飛来して落ち葉に放射性物質が付着したことから、これらを集めて堆肥にすると放射性物質が濃縮され環境に悪影響を及ぼす原因となるため、国や都の環境局が落ち葉堆肥化を一時的に禁止措置を出したため、連動して市リサイクルセンターも落ち葉の受け入れを一時取りやめてしまったためとのことでした。

そのため所有者は、やむを得ず落ち葉をごみ収集に出そうとしたが、そのためには市指定の小さいゴミ袋に袋詰めしないと収集車に回収してもらえない。トラック 2 台分もの落ち葉を一つ一つ袋に小分けして入れていく作業は大変な労力なため、回収業者さんに依頼したいので市に補助いただけないか、との相談が二年前に寄せられました。

そこで文化スポーツ課では所有者の置かれた状況を鑑み、大ケヤキの落ち葉搬出処分費について補助を行いました。保持事業の総事業費は 59,400 円で、そのうちの 4 分の 3 の 44,550 円について補助を行った。

なお、竹内家のケヤキの所有者は、個人のため財政基盤が団体よりも小さいことから、通常よりも補助割合を厚くして 4 分の 3 としている。なお、補助事業の実施時期は、令和 3 年 3 月に行いました。

今後、以前のように小平市リサイクルセンターで、市内で生じた落ち葉を回収して堆肥にするような事業が再開されれば、こうした補助要望が寄せられることはなくなっていくものと思われまます。

【委員】 落ち葉は「ゴミ」ではなく「資源」と考えるべきで、所有者の希望とはいえ業者に回収を頼んで燃やしてしまうことに対して補助するよりも、やはり可能な限りリサイクルの方法を検討すべきだと思う。

【事務局】 本日はやむを得ず欠席となった鳥居委員からも事前に同じ意見が寄せられました。曰く、業者が落ち葉を回収するのでは焼却処分になってしまい、昨近の循環型を目指す社会情勢の中では落ち葉はリサイクルして欲しいとのことでした。実現できるかどうか検討してみないと分かりませんが、今後ご意見として何らかの方策は探りたいと思います。

【委員】 先ほどの鈴木稲荷神社ですが、所有者が宗教法人稲荷神社とは？

【事務局】 鈴木稲荷神社の入り口の看板を見ていただくと、鳥居の前の看板に「鈴木稲荷神社」と表記されています。稲荷神社日本国内にたくさんありますが、基本的に稲荷神社はどこも宗教法人名としては「稲荷神社」なんです。鈴木稲荷神社は氏子さんたちの通称で、私たちが鈴木稲荷神社の境内にあるケヤキを文化財指定するとき、宗教法人名としては鈴木稲荷神社では無いといわれた。そのため、鈴木稲荷神社も正式な宗教法人名としては「稲荷神社」です。

ただし、それではほかの稲荷神社と識別しづらいので、あえて氏子さんたちは「鈴木稲荷神社」と呼称しているのではないかと思います。

(4) 海岸寺山門調査について

【事務局】 小平市指定有形文化財の海岸寺山門は、屋根が茅葺で近年傷んで来たことから、所有者である海岸寺住職から屋根修繕のための費用の補助要望の申し入れがありました。しかも、現状では茅が傷んでいるだけでなく、屋根を支える構造材に亀裂が入っているのも確認されました。そのため本件について以前の文化財保護審議会でも報告したところ、いきなり屋根を葺き替えるのではなくまず建設学的調査を行い、保存上望ましい修繕方法について方針を出してから修繕

に着手する必要があるだろう、との助言をいただいたところでございます。

この調査について、令和3年度5月の新市長肉付け補正予算で調査費が認められましたので皆様にご報告します。今後は、業者選定及び契約締結を目指します。その後の経過は追ってまた報告いたします。

→ 委員意見は特になし。

2 議 題

(1) 国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会の文化財保護審議会枠の選出について

【事務局】 今年度から着手する国史跡鈴木遺跡保存活用計画は、その策定のための検討委員会を設置して、委員会から助言をいただきながら策定作業を進めます。

その委員構成は、有識者枠の内の一名は文化財保護審議会の委員から選出したいと考えています。

事務局としては、会長または副会長にお願いしたいと考えています。先ほど会長・副会長を選出しましたのでまずは会長に就任をお願いしたいのですがいかがでしょうか？

【会 長】 自身は図書館協議会委員にも就任しているため、副会長にお願いしたい。

【副会長】 私で良ければお受けします。

【事務局】 それでは、副会長に文化財保護審議会の枠として鈴木遺跡保存活用検討委員会に参加していただきたいと思います。磯貝委員には文化財保護審議会に鈴木遺跡保存活用検討委員会の情報提供もお願いいただければ幸いです。

(2) その他

① 市内に所在する陸軍境界石の保存方法について

【委 員】 2点報告したいことがあります。一つ目は、自身が勤めているこだいら観光まちづくり協会で、『小平「まち巡り」ガイドブック』を刊行しました。委員の皆様にお配りするので、ご査収ください。

次に、ここで小平市長に就任した小林市長家に、陸軍境界石があるのを発見した。市長のお宅とその隣の屋敷境を示しているものと思われ、境界石の背後にはコンクリートの塀が建てられている。

こうしたものも今となっては文化財の一つと考える。どうやったら保存できるか、良い案がないものか、自身で思案している。

【事務局】 こうした陸軍境界石は、瑞穂町にある都立瑞穂農芸高校の敷地境に埋設されているのを見たことがあります。境界石は長さが1m以上もあり、地中には全長の相当部分が埋設されています。そのためこの境界石は、簡単に撤去はできません。高校の職員に聞いたところ、こちらの境界石は現在も現役の境界杭として使用されているようで、今後も現状のまま使用していくので、そう簡単に撤去されることはない、とのことでした。

【事務局】 こうしたものの保存を図るには、市で文化財保護条例に基づき文化財に指定す

るのが一つの方法ですが、指定文化財はその市町村において文化財的価値が極めて高いものである必要があります。いわば厳選されたものの扱いです。現在国や都道府県、他の市町村では、従来の文化財保護制度では対象にしきれないものを拾い上げて保存・活用を図る「登録文化財」という制度を導入しているところが増えています。登録文化財への登録であれば、市文化財への指定よりもハードルが低くなります。こうした制度を導入し、陸軍境界石を登録文化財に指定するのも保存のための一つの方法だと思います。

②市内文化財の防災対策について

【委員】 以前から指摘させていただいているが、小平市内の古文書は図書館に保管を任されているものばかりではない。持ち主が自宅で保管しているものも少なくない。

こうしたものは、相続があると後継者の方が古文書の価値がわからず紛失したり誤って廃棄されてしまうことがよくある。大雨で蔵が雨漏りし古文書が濡れてしまっても廃棄処分されてしまう。こうした事態を防ぐためにも、市側から古文書所有者に対し、所在確認調査を定期的に行った方がよい。市から連絡することで、所有者が古文書の文化財的価値を認識するきっかけとなり、より保存に繋がってゆく。調査だけではなく、その文化財に関連した新規刊行物の送付を行うのもよい方法である。

【委員】 所在確認調査や新規文化財刊行物の通知・郵送をする際は、文化財にトラブルが発生した際の連絡先をわかるよう併記しておくとうよい。文化財所有者は、代替わりするとトラブルの際に市のどこへ連絡すればよいか引き継がれていないことが多い。

【委員】 小平市の文化財の収蔵庫の現状はどうなっているか？空調等は設置されているか？

【事務局】 考古資料は鈴木遺跡資料館、民具は民具庫、古文書は図書館、美術品は田中館に収蔵されている。空調は田中館の美術品収蔵庫と図書館の古文書収蔵庫に設置されている。

(3) 次回第3回審議会の日程について

→ 令和3年11月12日金曜日で決定